



川口市土砂の堆積等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

川口市長 奥 ノ 木 信 夫

川口市条例第 2 5 号

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例を廃止する条例

川口市土砂の堆積等の規制に関する条例（平成２９年条例第９４号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年５月２６日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされたこの条例による廃止前の川口市土砂の堆積等の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第９条第１項又は旧条例第１２条第１項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第９条第１項の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第９条第１項の許可を受ける者に関する旧条例第８条、第１１条、第１３条から第２０条まで、第２４条、第２５条及び第２７条の規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（施行日前まで又は施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第８条第２項若しくは第３項又は第２７条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧条例第８条第２項又は第３項の規定による命令を受けた者に係る同条第１項並びに旧条例第２４条及び第２５条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第２７条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第１１条第１項及び第２項、第２４条並びに第２５条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第２１条第１項の規定により指定されている土砂の搬入を禁止する土地の区域に係る旧条例第２２条から第２５条までの規定の適用については、なお従前の例による。

- 7 施行日前にした行為及び附則第3項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。